

介護保険法に基づく実地指導の 主な指摘事項等について

中部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

資料概要

I 指導監査について(p3~7)

例年行っている実地指導や集団指導および監査についての概要の説明。

II 令和元年度～令和3年度実地指導における主な指摘事項について(p8~19)

直近(令和元年度～令和3年度)の実地指導の中で見られた主な指摘事項についての紹介。

I 指導監査について

1 指導

介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対し、指定基準の遵守、サービスの内容、介護報酬請求等に関する事項について周知徹底させるために実施。

【実施方法】

① 集団指導

・介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習会形式により実施。

② 実地指導

・サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者の事業所等に出向き、適正な事業運営が実施されているか確認し、指導等を実施。
・実地指導を行う中で、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合等には、直ちに「監査」に変更して検査を継続実施。

2 監査

行政上の措置に該当する内容であると認められる若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、「実地指導」を「監査」に変更して実施。

なお、監査の結果、必要と認められる場合は、次ページの措置を実施。

《法律上、県、市町村に「立入権限」あり》

3 監査後の取扱

①行政上の措置

○勧告・命令等

人員基準を満たしていない事業者、設備・運営基準に従って適正な運営を行っていない事業者等に対して、期限を定めて是正を勧告し、期限内に従わなかったときはその旨を公表できる。

また、勧告に沿った措置をとらない場合には期限を定めて措置をとるように命令し、その旨を公示。

○指定の取消し・効力停止

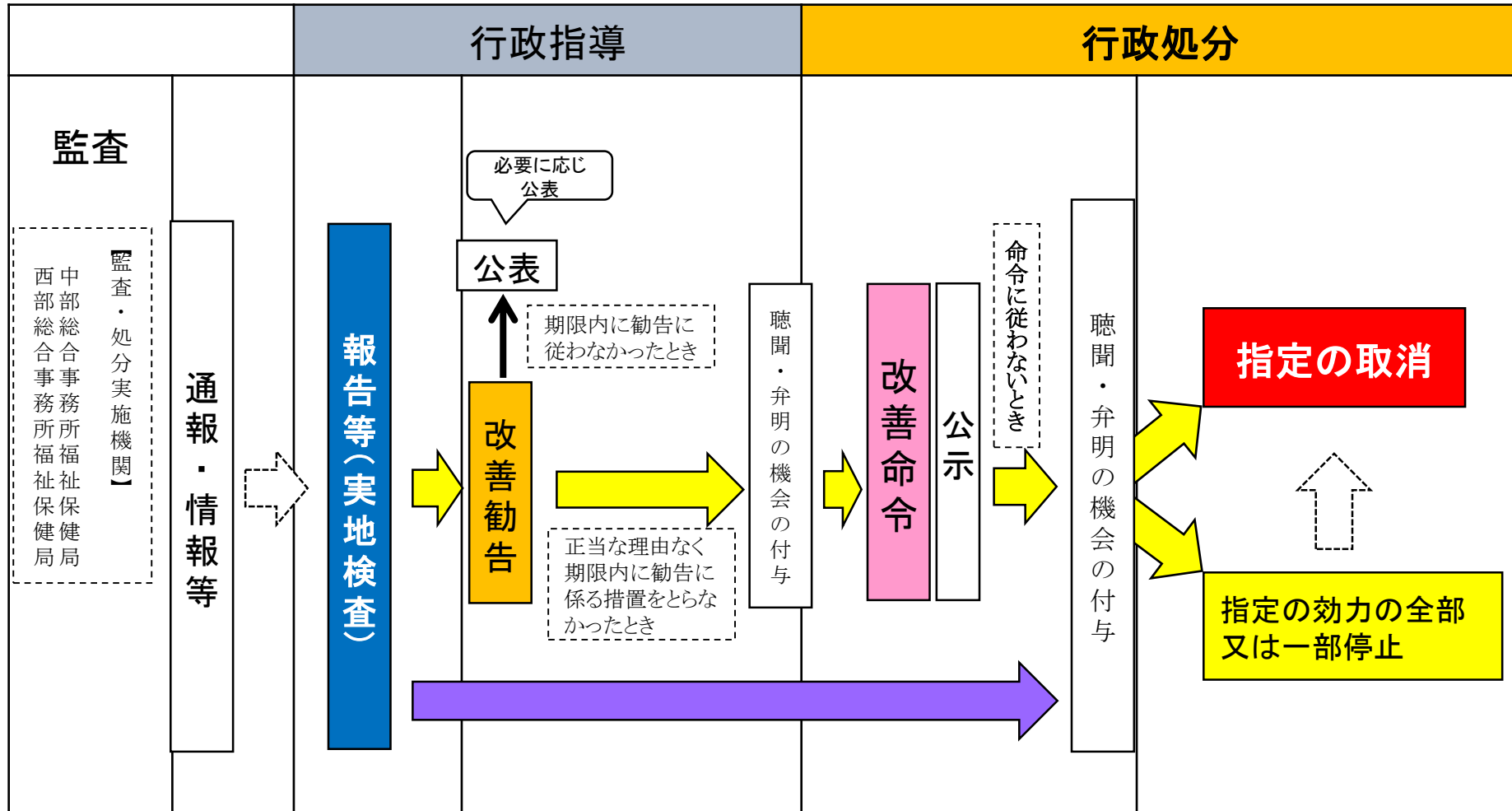
指定事業者が介護保険法第77条に定める取消事由のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが可能。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止できる。

②経済上の措置

介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者において介護報酬の返還請求(返還金には、市町は40%の加算金を付すことが可能)。

介護保険法に基づく措置

～監査から処分までのおもな流れ～



Ⅱ 令和元年度～令和3年度実地指導における 主な指摘事項について

指摘事項

【運営基準関係：サービス共通】

事例1

苦情や事故等に係る記録、管理が不十分であった。

◎当局の指導内容等

苦情や事故(ヒヤリハット含む)に係る記録が不十分であったり、適切に管理がなされていないことから、苦情等の詳細な内容が分からなかったり、対応・処理した内容が分からないものが見られました。サービスの質の向上、改善を図っていく上でも適切に記録・管理を行ってください。

◇根拠

* 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年12月21日鳥取県条例第76号)

(例) 通所介護の場合

第5条別表6「事故等への対応」

2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

事例2

重要事項説明書について運営規程の概要等、必要な事項の記載が無い。

◎当局の指導内容等

重要事項説明書に記載が必要な事項を今一度ご確認いただき、記載漏れが無いよう留意してください。

◇根拠

* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)

(例)訪問介護の場合

第3-3(1)「内容及び手続の説明及び同意」

居宅基準第8条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するための重要事項について…(略)文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

サービス担当者会議等の記録が無く、利用者の心身の状況等の把握に努めることができていない。

◎当局の指導内容等

サービス担当者会議の実施記録が無いものが散見されています。居宅介護支援事業者と連携をとりながら、実施記録をサービス提供事業所においても保管し、利用者の心身の状況等の把握に努めてください。

◇根拠

* 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年12月21日鳥取県条例第76号)

(例) 通所介護の場合

第5条別表6「記録の作成及び保存」

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。

* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)

(例) 訪問介護の場合

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

サービス利用開始後に個別援助計画（通所・訪問介護等計画）が作成されていた。

◎当局の指導内容等

サービス提供は個別援助計画に基づいて行われることが原則です。利用開始日までに個別援助計画を作成し、利用者へ交付、同意を得るように留意してください。

◇改善状況

- ・計画作成に係る事務分担の見直しや計画作成に関しての一連の流れを職員へ再周知の徹底など。
- ・サービス開始前に管理者や他のサービス提供責任者に確認をもらい、チェックを複数人で行うなど

◇根拠

* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)

(例)通所介護の場合

第98条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところとする。

一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

第99条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

事例5

例年指摘多

個別援助計画が居宅サービス計画に沿って作成されていない。

◎当局の指導内容等

居宅サービス計画の内容に変更があったが個別援助計画が適切に更新されていないものや、サービス内容について居宅サービス計画と個別援助計画の間で相違のあるものがありました(例:居宅サービス計画と個別援助計画に記載のサービス提供の回数が異なっている。恒常的に居宅サービス計画に定めるサービス提供時間と個別援助計画に記載の時間が異なっている。など)計画に基づいたサービス提供を適切に行うためにも適切な作成・更新に留意してください。

◇改善状況

- ・個別援助計画作成者とは別に確認責任者を置く。
- ・チェック表を用いて、個別援助計画の内容を確認する。

◇根拠

*鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年12月21日鳥取県条例第76号)

※通所介護の場合
第5条別表6「通所介護計画」

1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、居宅サービス計画の内容に沿って、作成すること。

事例6

居宅介護支援事業者と密接な連携が図られていない。

◎当局の指導内容等

居宅サービス計画作成等に関わる情報について適切に居宅介護支援事業者へ情報提供されていない、やり取りが口頭のみで終始しており、ケアマネに対して正しく情報が伝わっていない等々が散見されました。適切にケアプランや個別援助計画の変更等が行われる為にも、居宅介護支援事業者と密接に連携し、必要な事項は記録する等、留意してください。

◇根拠

* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)

(例)訪問介護の場合

第14条_指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

指摘事項 【人員基準関係】

事例1

サービス:通所介護

生活相談員について、配置されていない提供日があった。
サービスの提供時間帯を通じた配置となっていない日があった。

◎当局の指導内容等

生活相談員は提供日ごとに配置すること、サービスの提供時間帯を通じた配置することが必要ですので、配置漏れが無いように人員体制に留意してください。

◇根拠

* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)

第93条 略

一 生活相談員

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。

事例2

サービス：共通

従業者の職種について書面上で明確にされていない。

◎当局の指導内容等

口頭辞令等で辞令を行っており、書面上で職員の職種等が確認できない事業所が散見されたものです。人員基準で示される必要な人員配置が適切になされているかを確認できるよう、辞令書の交付等を行い、書面上においても職員の職種を明確にするよう留意してください。

《よくある事例》

- ①異動職員に対する(職種を含めた)辞令が口頭のみとなっている。
- ②複数の職種を兼務している職員について、辞令が一部職種のみとなっている。

◇根拠

* 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年12月21日鳥取県条例第76号)

※通所介護の場合

第5条別表6「従業者の配置」

1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。

(1)管理者 (2)生活相談員(3)看護師又は准看護師 (4)介護職員 (5)機能訓練指導員

指摘事項 【報酬関係】

事例

サービス：通所介護

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、サービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が1名以上配置されていなかった。

◎当局の指導内容等

令和3年度報酬改定で新設された個別機能訓練加算（Ⅰ）ロについては、専従の機能訓練指導員1名に加えて、サービス提供時間帯を通じて専従の機能訓練指導員を1名を配置する必要があります。（機能訓練指導員を2名配置する必要がある）

◆個別機能訓練加算において求められる機能訓練指導員の配置要件

①個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

⇒専従の機能訓練指導員を**1名以上配置**。（常勤・非常勤問わない。配置時間の定めなし）

②個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

⇒機能訓練指導員を**2名以上配置**（イで配置する機能訓練指導員に加えて、サービス提供時間帯を通じて専従の機能訓練指導員を1名以上配置。）

◇根拠

* 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）